

第7章 計画の推進と点検体制

第1節 行政・住民・地域団体・企業等の役割

この計画は、行政はもちろんのこと、住民・地域団体・企業等それぞれが適切な役割を分担し、連携・協力しあいながら一体となって進めていくことを目指します。

1．行政の役割

行政（市）は、この計画の内容を広く住民に知らせるとともに、施策の実施主体として、住民主体のボランティア活動を積極的に支援し、民間活力の導入を図るなど、住民、企業、団体、国、県などと連携協力しながら各種事業を計画的に推進します。また、必要に応じて、国・県に対して支援の充実や制度の見直しを働きかけていきます。

2．住民（個人・家庭）の役割

住民は、子育ての基本は家庭としながら、社会全体で担うという認識のもとに、家庭環境、心身の障害の有無などにかかわらず、すべての子どもが健全に成長できるよう、温かい目で見守るとともに、子ども同士や子どもと地域の人々との交流をとおし、地域の子育てを支援するように努めます。

家庭においては、子どもを一人の人格を持った人間として尊重し、しつけ、子育て、扶養などを行い、男女が協力して子育てに当たります。

3．地域団体

自治会、子ども会や児童育成団体などの地域団体は、子育て支援の地域社会をつくるための核として、子どもの見守りや各種の育成活動を積極的に展開するように努めます。また、子どもたち同士がふれあい、また高齢者とも交流することにより、ともに学び、体験できるような機会を提供するとともに、ボランティア活動、NPO活動などへの参加の拡大に努めます。

4. 企業との役割

民間企業などの各種法人・団体は、子どもが社会の活力の源であることを踏まえ、男女がともに子育ての喜びと働く喜びを同時に得ることができるよう就労環境の整備に努めるとともに、福祉、教育、芸術、文化、スポーツ活動など地域社会への貢献活動の充実に努めます。

第2節 計画の推進体制

1. 庁内における推進体制の充実

本計画の推進に当たっては、全庁的な体制のもとに、各年度においてその実施状況を把握・点検しながらその後の対策を実施していきます。

また、本市において、すべての子どもと子育て家庭への支援に関する施策及び事業を体系的に盛り込み、計画的に実施するための行動計画の策定及びこの計画の措置の実施等を行うため、児童福祉審議会において、この計画の進捗状況等の点検・管理を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることとします。

2. 住民参加による計画の推進

この計画を推進するうえでは、住民の理解と参加が不可欠です。

この計画の実施状況等に係る情報を、少なくとも毎年1回、広報やホームページ等により住民に分かりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、住民の参加と協力が得られる体制の整備を図ります。